議案第５１号

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成１７年条例第９９号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１２月１日提出

取手市長　　中　村　　修

提案理由

障害者福祉センターあけぼのの休館日を変更するとともに，利用者からの要望を踏まえ，同センターにおける事業の実施日を見直すことにより，利用者の利便性の向上を図るため，本条例の一部を改正するものです。

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成１７年条例第９９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（事業） 第３条　（略） ２　障害者福祉センターの事業は，次のとおりとする。 (1)から(3)まで　（略） （利用時間及び休館日） 第４条　（略） ２　老人福祉センター及び障害者福祉センターの休館日は，次のとおりとする。 (1)から(3)まで　（略） ３　（略） （障害者福祉センターの事業の実施をしない日） 第４条の２　障害者福祉センターの一部の事業の実施をしない日は，次の各号に掲げる事業の区分に応じ，当該各号に定める日とする。 (1)　第３条第２項第１号の事業　土曜日 (2)　第３条第２項第２号の事業　月曜日	（事業） 第３条　（略） ２　障害者福祉センターの業務は，次のとおりとする。 (1)から(3)まで　（略） （利用時間及び休館日） 第４条　（略） ２　老人福祉センター及び障害者福祉センターの休館日は，次のとおりとする。 (1)から(3)まで　（略） (4)　障害者福祉センターにあっては，前３号に規定する日のほか，月曜日を休館日とする。 ３　（略）

付　則

この条例は，令和９年４月１日から施行する。